

第1章 プランⅡの策定にあたって

1 プランⅡ策定の目的

本市では、平成25年度（2013年度）に、文化芸術の持つ力を活かして、「住んで良かった、住み続けたい」まちづくりを進めることを目標に、「東海市文化創造プラン」を策定し、これまで、平成27年（2015年）10月に開館した芸術劇場を中心とした様々な文化芸術振興に向けた施策を行い、一定の成果をあげてきました。

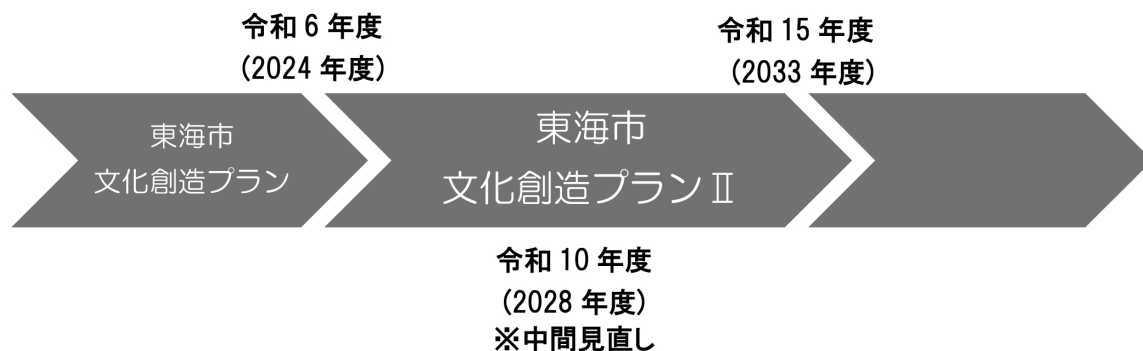
また、このたび、本市を取り巻く社会的背景の変化などをふまえ、「第7次東海市総合計画」（計画期間：2024年度～2033年度）の策定、上位計画である「とうかい教育夢プランⅢ」（計画期間：2024年度～2033年度）の改定にあわせ、「東海市文化創造プラン」の理念や目標達成に向け、文化芸術の振興、そして、文化芸術を活かしたまちづくり、人づくりをこれまで以上に進めていくため、「東海市文化創造プランⅡ」（以下、「本プラン」という。）を策定しました。

なお、「東海市文化創造プランⅡ」の基本的な考えとしては、文化芸術振興には相当な時間と継続した施策が必要となることから、これまでの「東海市文化創造プラン」の基本的な理念や目標は継承し、今後の10年間に向け時代に合わせた内容へ見直し及び修正することとします。

2 計画の期間

本プランは、第7次東海市総合計画の進捗に合わせ、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とします。

計画の中間年にあたる令和10年度（2028年度）には、計画の進捗状況を把握し、社会的背景や市の現状や課題について再整理を行い、見直しを検討します。



3 プランの位置付け

(1) 市の関連計画

本プランは、「第7次東海市総合計画」及び「とうかい教育夢プランⅢ」を推進していくための個別計画の一つとして位置付けられます。

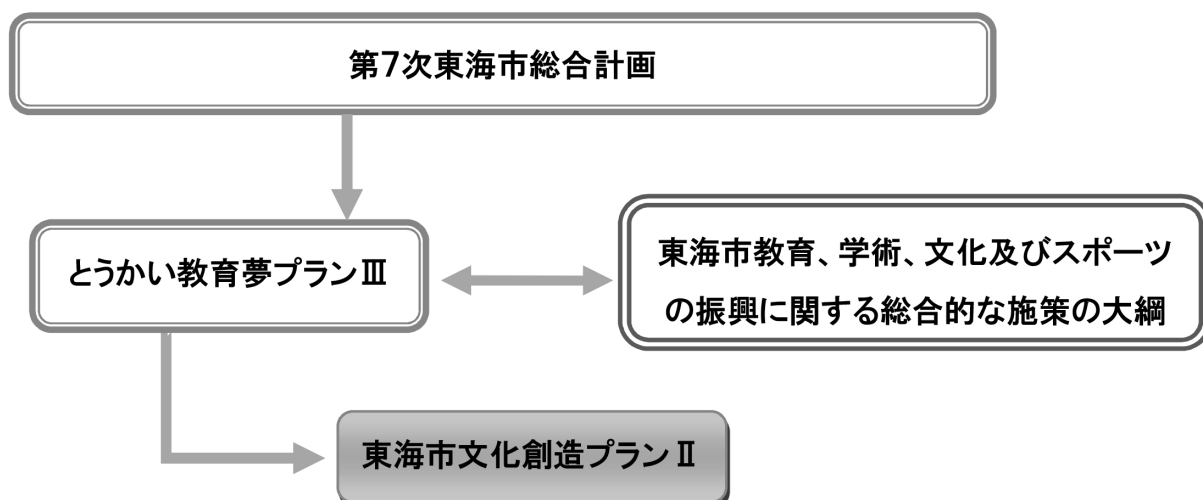
市の特性や地域文化を生かした文化創造によるまちづくりを進めるため、目標と基本的な施策の方向性を示すものです。

◆「第7次東海市総合計画」

- ・将来都市像：ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい
- ・めざすまちの姿（文化芸術関連）：
心身ともに健康で、いきいきと生活している

◆「とうかい教育夢プランⅢ」

- ・めざす未来像
めざす子どもの未来像：
夢をもち 心豊かにたくましく 生きぬいていける子
めざす市民の未来像：健康で生きがいをもち 学びを力にし 実践する人
- ・基本理念
理念1：人と人とのつながりを大切にし、豊かな心を育てる
理念2：健康な心と体を養い、たくましく生きぬく力を育てる
理念3：楽しく学び、学んだことを実践する人を育てる
理念4：生きがいと夢をもち、個性輝く人を育てる
- ・めざす夢の姿（文化芸術関連）
優れた文化芸術にふれたり、質の高い指導を受けることを通して、市民が心豊かに暮らしている



(2) 文化芸術の振興に関する法律

◆「文化芸術基本法」(平成29年(2017年)6月公布、施行)

平成13年(2011年)12月に施行された「文化芸術振興基本法」が改正により、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など文化芸術に関連する幅広い分野も含めた施策を取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとし、名称も「文化芸術基本法」に改められました。

◆「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」 (平成24年(2012年)6月公布、施行)

これまでの日本の劇場や音楽堂などといったホールを持つ文化施設は、多目的に使用されることが多く、文化芸術活動の多くは、貸館での公演が中心となっています。そこで、劇場や音楽堂としての機能を十分に発揮できていないこと、実演芸術団体の公演が大都市圏に集中し、地方での多彩な実演芸術に触れる機会が少ないことなどの日本の文化施設の課題を解決するため、劇場、音楽堂などの法的位置付けを初めて明確化した法律が「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」です。

また、この法律に基づき、劇場、音楽堂などを設置・運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者などが相互に連携協力することや環境の整備を推進し、事業の活性化に必要な事項に関する指針を作成するとされています。

《法律における「地方公共団体の役割」》

- ・自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定
- ・区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たす

◆「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」
(平成27年(2015年)5月閣議決定)

《社会を挙げての文化芸術振興》

1. 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた対応
2. 文化芸術振興の基本理念等
 - (1) 文化芸術振興の基本理念
 - ア 文化芸術活動を行う者の自主性の尊重
 - イ 文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上
 - ウ 文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備
 - エ 我が国及び世界の文化芸術の発展
 - オ 多様な文化芸術の保護及び発展
 - カ 各地域の特色ある文化芸術の発展
 - キ 世界への発信
 - ク 国民の意見の反映
 - (2) 文化芸術振興の意義
 - (3) 基本的視点
 - ア 人的資源の源泉
 - イ 公共財・社会包摂の機能・公的支援の必要性
 - ウ 国際的な文化交流の必要性
 - エ 社会への波及効果
 - オ 多様な主体による活動
 - カ 地方公共団体における文化施策の展開
 - キ 政策評価の必要性
 - (4) 成果目標と成果指標

《文化芸術振興に関する重点施策》

1. 五つの重点戦略
 - (1) 文化芸術活動に対する効果的な支援
 - (2) 文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実
 - (3) 文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用
 - (4) 国内外の文化的多様性や相互理解の促進
 - (5) 文化芸術振興のための体制の整備

《文化芸術振興に関する基本的施策》

1. 文化芸術各分野の振興
 - (1) 芸術の振興
 - (2) メディア芸術の振興
 - (3) 伝統芸能の継承及び発展
 - (4) 芸能の振興
 - (5) 生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及
 - (6) 文化財等の保存及び活用
2. 地域における文化芸術振興
3. 国際交流等の推進
4. 芸術家等の養成及び確保等
5. 国語の正しい理解
6. 日本語教育の普及及び充実
7. 著作権等の保護及び利用
8. 国民の文化芸術活動の充実
9. 文化芸術拠点の充実等
10. その他の基盤の整備等